

第2章 代理・代決等

岩手沿岸南部広域環境組合管理者の職務を代理する 職員を定める規則

平成18年4月21日
規則第7号

改正 平成19年3月30日 規則第5号 |

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する同法第152条第3項に規定する管理者の職務代理人について必要な事項を定めることを目的とする。

(上席の職員)

第2条 法第152条第3項の規定により管理者の職務を代理する上席の職員は、事務局長の職にある者とする。

(告示)

第3条 前条の規定により、職務代理人になったときは、その職氏名及び必要な事項を告示する。職務代理人でなくなったときも同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。